

令和6年度千葉県動物愛護管理推進協議会 議事要旨

1 動物愛護推進員の委嘱及び活動支援について

市川委員)

「千葉県動物愛護推進員の委嘱と活動支援について」事務局から説明願う。

事務局)

資料「千葉県動物愛護推進員の委嘱及び活動支援について」説明

- ・千葉県動物愛護推進員の委嘱について
- ・令和5年度動物愛護セミナー
- ・啓発資料等の制作と動物愛護推進員等への配布
- ・動物愛護推進員活動報告書

市川委員)

本協議会の「飼い主のいない猫対策作業部会」において検討している「地域猫活動に関する手引き～動物愛護推進員からのアドバイス～」について、部会長の清水委員から御説明願う。

清水委員)

部会において、本手引きを練り上げてきたところである。表紙では、地域猫活動の概要、続いて本手引きの位置づけを説明している。さらに、地域猫活動のフローチャートを示し、活動の全体像と留意事項を記載している。以降は、様々な課題解決に当たっての動物愛護推進員からのアドバイスを記載している。最後に、「自治会内の野良猫に関するアンケート」「猫のデータ」の参考様式を添付している。

市川委員)

事務局及び清水委員から説明があったが、御質問・御意見があれば頂戴したい。

駒田委員)

「地域猫に関する手引き」について、まず手引きを案内するフライヤーの作成をお願いしたい。

事務局)

手引きの完成後に内容をまとめ、フライヤーの作成を予定している。手引きについて、まずは県HPに掲載し、フライヤーの二次元コードからリンクさせることを想定している。

駒田委員)

本手引きを活用した行政担当者向けのセミナー等も検討いただきたい。

事務局)

県の地域猫に関する助成制度を未利用の市町村もあり、また、保健所間でも地域猫に関する認識に違いがあるようなので、時期・方法は未定だが、会議等の場を設けたい。

清水委員)

動物行政の担当者のみならず、福祉行政の担当者等にも、広く本手引きができたことを周知してもらいたい。

事務局)

周知の範囲についても、事務局で検討させていただく。

今井委員)

行政の担当者により対応が異なり、多頭飼養、高齢者、猫の餌やり等の問題が発生した際にも、現場に行かずボランティアに任せきりになることもある。保健所のみならず、市町村の担当等にもしっかりと周知をお願いしたい。

市川委員)

委員からの意見については、事務局で議事録にまとめていただく。市町村によっては、環境の担当が兼務しており、動物専任担当がないこともあるが、しっかりと周知いただきたい。

駒田委員)

県の動物愛護セミナー等の講習会に行くと、動物愛護推進員に対し交通費が支給される。別途規定があるためとのことだが、動物愛護推進員の設置要綱には規定はなく、むしろ必要な知識、技術等の習得及び研さんの努力義務に関する規定がある。他県においても、講習会の交通費支給の措置は行っていないようである。動物愛護推進員に何か依頼する際には、交通費の支給が逆に足かせとなっており、九都県市合同防災訓練においても、ボランティアには来場を依頼できるものの、動物愛護推進員にはお知らせしかできない。東京都では動物愛護推進員に手帳を交付し、イベントや講習会への出席記録をつけることでモチベーションの向上につなげているようである。

事務局)

県が出席を依頼した講習会等なのか、動物愛護推進員の意思により参加した講習会等なのか、交通費の支給対象について事務局で整理したい。

清水委員)

動物愛護セミナーについて、オンライン開催や録画の YouTube 配信についても検討いただきたい。

事務局)

本年度の動物愛護セミナーについて開催方法は未定だが、ハイブリッド開催も検討していきたい。

駒田委員)

動物愛護推進員の活動報告において、連携が課題として挙げられている。例えば、動物愛護推進員のみが閲覧できるHP等により情報共有できると良いと感じた。

今井委員)

令和六年能登半島地震の被災地においても、石川県内の動物愛護推進員と外部からのボランティアとの連携が課題となっている。外部からのボランティアが犬猫を連れ去ってしまい、飼い主からの返還要請にも応じずに警察沙汰となっているようである。動物愛護推進員は行政とボランティアの橋渡しとしての役割があり、日頃からの両者の連携が、災害時にも役立つと思われる。

市川委員)

県はどの団体と災害時の動物救護活動に関する協定を締結しているのか。

事務局)

千葉県獣医師会、東日本ケネル事業協同組合、日本愛玩動物協会、千葉県動物保護管理協会と締結している。

市川委員)

災害時には県の健康福祉部に救護本部が立ち上がり、その下に、獣医師会をはじめ協定締結団体が入ることとなる。

今井委員)

災害時には動物愛護推進員と連絡を取り合うのか。

市川委員)

災害時動物救護活動マニュアルに基づき対応することとなるので、マニュアルの動物愛護推進員への共有も必要ではないか。

事務局)

当該マニュアルについては、動物愛護ボランティアには共有しているが、動物愛護推進員との共有の機会がなかったので、今後検討する。一部の保健所においては動物愛護推進員と顔の見える関係を構築し、地域毎の会議等も開催していたが、コロナ禍によりすべて途絶えているので、今後の課題としてとらえている。

駒田委員)

熊本地震の際、熊本市内においては動物愛護推進員同士の連携により被害状況が共有できていたので、環境省の応援職員の派遣が不要であった。千葉県内でも、こういった体制づくりが理想的だと感じた。

牛島委員)

先日茨城県内の迷子犬に対し、トリミングのボランティアを行ったが、保護した方が、行政への届出の必要性を認識していなかった。トラブルを避けるためにも、迷子犬や地域猫のルールについて、今一度、動物愛護推進員の勉強会等で周知する必要性を感じた。

事務局)

迷子犬等の届出についても、現状では動物愛護センターや複数の保健所への届出が必要な場合がある。より簡易な届出方法等について検討中なので、今後示していきたい。

市川委員)

マイクロチップの登録についても、環境省とA I P Oの一本化を目指して調整中であるが、すぐには対応できていない。

今井委員)

動物愛護推進員の活動においても、特定の方に負担が偏らないことが重要だと感じている。

清水委員)

平時から、県から動物愛護推進員やボランティアに連絡を取れるグループチャット等の連絡手段が必要だと感じる。発災時には、救護本部が立ち上がるが、県から発出されるお願いやお知らせについては、当該連絡手段を活用して、動物愛護推進員やボランティアに一括送付できると良い。また、能登半島地震では、石川県が県内からの動物の持ち出しを行わないよう呼びかけたと思う。県からの発表があれば、一時感情的になっていたボランティアも冷静さを取り戻すと思うが、実際の発災時にはどのように情報発信を行うのか。

事務局)

大規模災害時には、知事をトップとする災害対策本部が設置され、石川県の事例では、発災直後ほぼ毎日本部会議を開催し、会議資料についてHP上に公開した。県の災害対策を当該資料に盛り込むこととなり、例えば、ペット対策で重要なものについては、県民に呼びかけることはできると思う。災害時に具体的に何を県民に呼びかけるのかについて、事前の想定が重要だと認識している。

補足だが、猫の保護情報を掲載しているサイトについて、石川県からの周知依頼があり、県から動物愛護推進員やボランティアに周知した。他県からの周知依頼等について県としてどこまで対応するのか、今後の検討課題である。

今井委員)

石川県外でボランティアの保護している猫がテレビ放映され、飼い主からの返還要求に応じない事例があるようである。石川県の獣医師会からも県外への持ち出さないよう呼び掛けており、環境省も保護猫の情報サイトへの書き込みを求めているが、実際には無視されている。日頃から、行政と動物

愛護推進員がグループチャット等につながり、災害時に動物に関する問題が発生したら、速やかに情報共有できると良い。

事務局)

メールアドレスについては、既に動物愛護推進員間で共有しているが、グループチャット等のより共有しやすい連絡手段については、事務局で預からせていただきたい。また、ペット同行避難や耳カットの地域猫の特徴等、発災前の普段からの普及啓発についても、県として取り組んでいきたい。

2 千葉県動物愛護管理推進計画の進捗状況について

市川委員)

続いて、「千葉県動物愛護管理推進計画の進捗状況について」事務局から説明願う。

事務局)

資料「千葉県動物愛護管理推進計画の進捗状況について」説明

- ・ 殺処分数
- ・ 犬及び猫の引取り
- ・ 野犬等の捕獲
- ・ 苦情及び指導助言
- ・ 動物愛護推進員と動物愛護管理推進協議会
- ・ 災害時における動物の救護
- ・ 狂犬病予防
- ・ 特定動物の飼養・保管
- ・ 犬又は猫の多頭飼養

市川委員)

事務局から説明があったが、御質問・御意見があれば頂戴したい。

駒田委員)

災害時の救護対象となる動物について、東京都江戸川区では犬猫以外の小動物も対象としているようであり、千葉県でも念頭に入れておいていただきたい。

今井委員)

多頭飼養について、飼養者や彼らを援助している福祉関係者が、保健所等の相談先を理解していない。また、飼養者とボランティアが直接対面すると、トラブルを誘発することもある。まずは保健所が、飼養者情報を速やかに把握し関係性を築くとともに、動物愛護推進員、ボランティアへとつなぐことが必要で、関係者が連携して対処することが重要だと感じている。

事務局)

地域包括支援センター等は保健所を紹介してくれる場合もある。リーフ

レットの送付等を行っているが、福祉部門との連携については現状課題が多い。

信濃委員)

高齢の飼養者についてケアマネから相談を受け、リーフレットを活用して保健所等の相談先を伝えた事例がある。地域包括支援センター等の福祉関係者との連携について重要だと実感している。

事務局)

県で作成した高齢者向けのリーフレットについては、HP上で公開しているが、中々末端まで周知するのが難しい。一度保健所と連携して対応したケアマネ等は、以降連絡をくれることもあるので、関係性の継続が必要と考えている。

今井委員)

福祉関係者からの相談があってもその後連絡が途絶え、問題が大きくなってから、再度相談があることもある。

事務局)

飼養状況が悪い場合には、警察が虐待案件として介入することが、以前と比べて多くなってきた。劣悪な環境下での飼養は犯罪行為との認識が広まれば、多頭飼養崩壊が起きる前に探知できるようになるのではないかと。

市川委員)

災害関係で、県内では九都県市合同防災訓練が毎年場所を変えて開催されており、獣医師会も参加しているため、動物愛護推進員も参加いただければ、連携を深めていくことができると思う。

清水委員)

多頭飼養について、行政は飼養者の自宅内に立入る権限があるのか。

事務局)

動物愛護法第25条に、周辺的生活環境に悪影響を及ぼしている場合の飼養施設への立入権限に関する規定がある。

補足だが、猫や鳥の多頭飼養等、周辺にあまり影響を及ぼさない場合には、気づいた際には数が増えてしまっているケースもある。周辺的生活環境に影響を及ぼしていない場合には、強制的な立入権限はないが、足しげく通うことで、飼養者と打ち解けて内部を見せてもらえるケースもある。

清水委員)

多頭飼養の届出後も、後追いの調査が重要となるので願います。

牛島委員)

県のボランティア登録や第二種動物取扱業の届出等を実施していない

団体で、活動実態が伴わないにも関わらず寄付金を募っている事例が散見される。県としても、団体を認証する仕組みがあると良いのだが。

事務局)

確かに、譲渡団体にも関わらず高額な費用を請求して、本当に経費として示せるものなのか疑問となる事例も把握している。実際には、どの団体を承認するのか、基準の設定が難しい。

牛島委員)

一部の不適切な団体により、熱意を持って活動している団体が同一視されてしまうのは問題である。

事務局)

営利性がある場合には、第一種動物取扱業の登録をするよう指導していく。

牛島委員)

県から、第二種動物取扱業の届出に係る周知はできるか。

事務局)

対象となる事業者には周知は可能だが、自宅以外で10頭以上の条件があるため、少数預かりのボランティア等は対象外となってしまう。

入交委員)

少し話がそれるかもしれないが、東京農工大学と東京都の共同で、高齢者の動物問題について、地域包括支援センターのケアマネを対象としたアンケート調査を実施した。高齢者のペット飼養の割合、実際に困ったこと、行政からどのような情報が欲しかったのか等について聞いたところ、77%以上の方が困難事例に遭遇していた。具体的には、動物に関する相談の窓口が分からない、エサが重くて買えないが代行サービスがないか等の回答があった。千葉県でも、普段動物とは関係のない地域包括支援センター等へアンケートを実施すれば、高齢者やケアマネがどのような問題を抱えているか浮き彫りとなり、場合によっては、ケアマネ側からこのお宅は動物担当者に見回ってほしい等の要望が出てくるかもしれない。アンケート結果についてはHP上に掲載しているので参照願う。

今井委員)

高齢者に加え、生活保護受給者からの相談事例も多いので、あわせて実施いただきたい。

清水委員)

動物担当部署からケアマネ向けのアンケートを実施すれば、動物問題の相談先の周知につながり、非常に有効だと思う。

市川委員)

他に御質問・御意見があれば頂戴したい。

無いようなので、最後に「その他」として、令和6年能登半島地震において、被災地でボランティア活動に従事された牛島委員から、概要を共有いただきたい。

牛島委員)

本年3月に石川県志賀町にボランティアとして伺った。トレーラーハウスを市役所等に駐車し、内部にケージを設置して、飼い主自身が世話をする犬猫の避難所とした。断水中の地域であったため、トリミングカーで事前に給水の上、現地でトリミング活動を実施した。断水や道路の寸断により、病院受診やトリミングが滞っている状況であった。

また、本年5月には、石川県能登町に伺った。断水はしていなかったため、現地で給水してから、民間施設の駐車場にトリミングカーを駐車し、石川県の動物愛護推進員が救援物資を配布している隣で、トリミング活動を実施した。

その後、珠洲市に移動した。当初設置していた避難所ではスペースやトイレの問題等があったため、ペット同行避難専用の避難所を公民館に設置していた。避難者からは、ケージ等のペット用品を自宅から持ち出せなかったため、支援物資としてありがたかったとの声があった。

避難所から仮設住宅に避難者が移った後には、仮設住宅に犬猫用のトレーラーハウスとコンテナハウスを設置した。コンテナハウス内では犬猫を放すことができ、飼い主が、仕事や復旧手続き等で仮設住宅を一時的に離れる際には、ボランティアが犬猫の管理をしていた。断水している地域であったため、トリミングカーによるトリミング活動を実施した。

トリミング活動に当たっては、断水・停電等により地元のトリミングサロンの営業が再開しておらず、必要な支援かどうか、地元の動物愛護推進員や市役所に確認した上で実施した。

市川委員)

石川県北部の被害の大きかった被災地にはたどりつくのも大変だったようで、石川県獣医師会も寄付金を募るとともに、段ボールケージを配布したと聞いている。

駒田委員)

段ボールケージについては内部が見えにくい点もあるが、ケージ等が何もないよりは動物を管理しやすいので、市町村での備蓄が必要と考える。首輪やケージについても、中古でも構わないので動物愛護センターへの寄附を募っておくのが重要である。東日本大震災の際には、実際にケージの流通が止まってしまった。

事務局)

動物愛護センターでは、ローリングストックにより新旧入れ替えながら備蓄を確保するのが重要と考えている。

駒田委員)

新品のタオルだと被災者が遠慮して使いづらいので、ペット用の古いタオルの備蓄も重要である。愛護フェスティバル等で寄附を募るのも良いかもしれない。

市川委員)

災害に関してはまずは自助が重要である。災害に関するセミナー等は定期的開催されていたが、コロナ禍で滞っていた。

清水委員)

牛島委員は、どこからの要請で石川県に派遣されたのか。

牛島委員)

環境省から日本ペットサロン協会等の3団体に対し依頼があり、当該協会の理事として派遣され、トリミングやトレーラーハウスの設置等の支援を実施した。

市川委員)

千葉県ではペット用品の供給に関する協定はないか。

事務局)

現在は、東関東ケネル事業協同組合との協定のみである。

市川委員)

獣医師会も、近県が被災した場合には相互応援の協定がある。フード等についても発災後ある程度すれば供給されるので、発災直後を耐えられるよう、飼養者自らが最低限の備蓄をするのが重要となる。

本日は沢山の意見をいただいたので、事務局に議事録としてまとめてもらう。以上で本日の議事は全て終了とさせていただきます。